

平成23年5月19日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の
免除に関するQ&Aについて

東日本大震災による被災者に係る一部負担金等（窓口負担）の免除については、平成23年5月9日付け（保48）にてご連絡申し上げたところではありますが、今般、一部負担金等の免除に関するQ&Aが、厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課及び保険課より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、平成23年7月1日からは、保険者に申請のうえ交付される「一部負担金等免除証明書」を提示した方のみ、窓口での一部負担金等の支払が免除されますが、6月末までに当該証明書の発行が困難である旨の申出を行った市町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度の免除対象被保険者については、7月1日以降も被保険者証を提示し、被災した旨を申し立てることで、一部負担金等を支払わずに受診することができる「一部負担金等の支払猶予」が免除証明書の交付が完了するまでの間、継続されることとなっております。こうした例外的な取扱いの対象となる市町村については、添付資料1の問9に申請のあった市町村が示されておりますのでご確認ください。（なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度以外の被用者保険については、各保険者において免除証明書の発行態勢が確保されております。）

つきましては、本件に関して貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて
（平23.5.18 事務連絡 厚生労働省保険局 国民健康保険課・高齢者医療課）
2. 東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて
（平23.5.18 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課）